



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

8月11日が、昨年から国民の祝日「山の日」となりました。お盆休みが1日増えた、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。これを機に、山のレジャーを楽しんでみるのもよいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

8

2017



■非上場会社の株式評価の見直し

- 平成29年8月から10年以上の保険料納付で年金受給が可能に
- 平成27年の売上高は1600兆円を超える
- テレワークをしていますか？



中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14 井上ビル12号館301

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

非上場会社の株式評価の見直し

株式を相続あるいは贈与など（以下、相続等）した場合、税金を計算する際の当該株式の価額は“時価”です。この場合の時価とは、財産評価基本通達に定められている方法により評価を行います。たとえば東京証券取引所などの金融商品取引所に上場していない“取引相場のない株式”は、会社の規模に応じて定められた評価方法により評価をします。この評価方法が平成29年1月1日以後の相続等から改正されました。

取引相場のない株式の評価方法

取引相場のない株式とは、次のいずれにも該当しない株式をいいます。

- ① 金融商品取引所に上場している株式
- ② 気配相場等のある株式

取引相場のない株式の評価は、当該株式の取得者が少数株主である場合など一部を除いて、基本的には次の表のとおり、会社の規模に応じた評価方式に基づき評価を行います。

規模	評価方式
大会社	類似業種比準方式 (純資産価額方式の選択も可能)
中会社	①と②の併用方式 ①類似業種比準方式 ②純資産価額方式 (①の価額を純資産価額にすることも可能)
小会社	純資産価額方式 (中会社のような併用方式を採用することも可能)

この場合の“類似業種比準方式”とは、次ページの『類似業種比準価額の算式』にあるとおり、評価する会社と同様の事業を行う上場会社（類似業種）の株価を基本に、1株当

りの配当金額、利益金額、純資産価額の3つの要素について、その評価会社と類似業種とを比較した割合を乗じて評価した類似業種比準価額を基に計算します。

また“純資産価額方式”は、その評価会社の資産と負債を相続税評価額に引きなおした上でその差額を導き出し、さらにそこからその差額に対する法人税額等を差し引いて評価します。

改正の内容

改正は大きく次の2つあります。

1. 会社規模区分の見直し

大会社、中会社、小会社を区分する要素が次ページのように見直されました。なおこの見直しにより、中会社における併用方式で割合を決定する際の規模も改正されています。

2. 類似業種比準方式の見直し

類似業種比準方式について、次の3つが改正されました。

- ①類似業種の株価について、「課税時期の属する月以前2年間平均」を追加。
- ②類似業種の配当金額、利益金額、純資産価額について、連結決算を反映させる。
- ③配当金額、利益金額、純資産価額の比重を1:1:1にする。

特に③について、注意が必要です。改正前は、比重が1:3:1でした（次ページ参照）。つまりこれまでは利益金額の比重が大きかったため、改正後は節税策による利益圧縮効果がこれまでより見込まれない他、純資産価額が大きい会社は今後の評価にご留意ください。なお、この改正に伴い、株式保有特定会社や医療法人の評価も同様の改正がなされました。

○会社規模区分の見直し

〔改正後〕

1. 従業員数 **70人**以上 … 大会社
2. 従業員数 **70人**未満 … 下記表で判定

規模区分	区分の内容		純資産価額（簿価） 及び従業員数	直前期末以前 1年間の取引高
大会社	右の いずれかに該当	①卸売業	20億円以上 かつ従業員数 35 人超	30 億円以上
		②小売・サービス業	15 億円以上 かつ従業員数 35 人超	20億円以上
		上記①②以外		15 億円以上
中会社	右の いずれかに該当 （大会社に該当する場合を除く）	①卸売業	7,000万円以上 かつ従業員数5人超	2億円以上 30 億円未満
		②小売・サービス業	4,000万円以上 かつ従業員数5人超	6,000万円以上 20億円未満
		上記①②以外	5,000万円以上 かつ従業員数5人超	8,000万円以上 15 億円未満
小会社	右の いずれにも該当	①卸売業	7,000万円未満 又は従業員数5人以下	2億円未満
		②小売・サービス業	4,000万円未満 又は従業員数5人以下	6,000万円未満
		上記①②以外	5,000万円未満 又は従業員数5人以下	8,000万円未満

〔改正前〕

1. 従業員数 **100人**以上 … 大会社
2. 従業員数 **100人**未満 … 下記表で判定

規模区分	区分の内容		純資産価額（簿価） 及び従業員数	直前期末以前 1年間の取引高
大会社	右の いずれかに該当	①卸売業	20億円以上 かつ従業員数 50 人超	80 億円以上
		②小売・サービス業	10 億円以上 かつ従業員数 50 人超	20億円以上
		上記①②以外		20 億円以上
中会社	右の いずれかに該当 （大会社に該当する場合を除く）	①卸売業	7,000万円以上 かつ従業員数5人超	2億円以上 80 億円未満
		②小売・サービス業	4,000万円以上 かつ従業員数5人超	6,000万円以上 20億円未満
		上記①②以外	5,000万円以上 かつ従業員数5人超	8,000万円以上 20 億円未満
小会社	右の いずれにも該当	①卸売業	7,000万円未満 又は従業員数5人以下	2億円未満
		②小売・サービス業	4,000万円未満 又は従業員数5人以下	6,000万円未満
		上記①②以外	5,000万円未満 又は従業員数5人以下	8,000万円未満

○類似業種比準価額の算式（財産評価基本通達180）

〔改正後〕

$$A \times \left(\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \right) \times 0.7$$

A = 類似業種の株価
 B = 類似業種の1株当たりの配当金額
 C = 類似業種の1株当たりの年利益金額
 D = 類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）
 ① = 評価会社の1株当たりの配当金額
 ② = 評価会社の1株当たりの年利益金額
 ③ = 評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）
 なお、算式中「0.7」は、中会社は「0.6」、小会社は「0.5」

〔改正前〕

$$A \times \left(\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{5} \right) \times 0.7$$

A = 類似業種の株価
 B = 類似業種の1株当たりの配当金額
 C = 類似業種の1株当たりの年利益金額
 D = 類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）
 ① = 評価会社の1株当たりの配当金額
 ② = 評価会社の1株当たりの年利益金額
 ③ = 評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）
 なお、算式中「0.7」は、中会社は「0.6」、小会社は「0.5」

平成29年8月から10年以上の 保険料納付で年金受給が可能に

年金を受け取る人を増やすために、年金を受け取るために必要な期間（以下、資格期間）を25年から10年に短縮する改正が、平成29年8月1日に施行されます。今回は、この改正の内容の他、実際の受給手続きや受給のタイミングについて、ご紹介します。

■短縮された資格期間

年金制度は40年間保険料を納付する義務があり、その内、資格期間が25年ある人が年金を受給することができるというのが原則になります。そのため、年金保険料を納付したにも関わらず、納付期間の不足により年金を受給することができず、その結果、無年金者が生活保護の受給に繋がるといったこと等が課題となっています。

そのため、社会保障・税一体改革において年金を受け取ることができる人を増やし、納付された年金保険料をなるべく年金の支払いに繋げる観点から、保険料を納付する義務は変更されず、資格期間を25年から10年に短縮する改正が施行されます。これにより、資格期間が10年以上25年未満で、すでに年齢が65歳以上（※）の人は、年金が受給できるようになります。

なお実際の対象者には、平成29年2月末から7月までの間に、日本年金機構から年金請求書が送付されています。

■受給手続き

年金を受給するためには、年金請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で最

寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口へ持参することになります。その際、年金事務所等については、相談窓口が混雑する可能性があるため、ねんきんダイヤルから予約相談の申込みを受け付けています。

■年金の受給のタイミング

受給の手続きをした後は日本年金機構により受給権の確認が行われ、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。すでに65歳以上（※）で資格期間が10年以上の場合、もっとも早く支給される年金のタイミングは、平成29年9月分からが対象となり10月に支給が開始されます。

なお、今回短縮された資格期間の10年を満たして新たに受給権が発生した場合には、資格期間に応じた老齢年金が支給されます。また、10年の短縮措置が適用される年金と短縮措置が適用されない年金があり、例えば遺族基礎年金や遺族厚生年金については、25年のままとされています。

※厚生年金保険の加入期間が1年以上である場合は、「65歳」が、「60歳（男性は62歳）以上65歳未満」となります。

今回の改正により、新たに年金の受給権が発生した人でも、現時点で厚生年金保険に加入していたり、高年齢雇用継続給付金を受けているとき等には、年金の一部または全部が支給されないことがあります。年金制度は、生年月日や過去の加入履歴により個別性が高いため、早めに最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にご相談しておきましょう。

平成27年の売上高は 1600兆円を超える

平成29年5月31日に、平成28年経済センサス活動調査の速報（※）が発表されました。それによると、平成27年の全産業の売上高は1603兆4638億円で、23年に比べて20%の増加になりました。ここでは業種別に23年と27年の売上高やその増減などをみていきます。

■ 全業種で売上高が増加

産業大分類別の売上高をまとめると、下表のとおりです。27年の売上高が最も多いのは卸売業、小売業の約490兆円でした。次いで製造業が約412兆円となっています。この2業種で売上高全体の56.2%を占めています。以下、金融業、保険業、建設業が100兆円を超えています。

■ 一部を除き10%以上の増加に

増減率は金融業、保険業の8.7%を除いた全ての業種で10%以上の増加になりました。中でも鉱業、採石業、砂利採取業が162.6%と際立っています。また、学術研究、専門・技術サービス業が46.9%、サービス業（他に分類されないもの）も35.1%となりました。

産業大分類別売上高の増減等

	23年 (億円)	27年 (億円)	増減率 (%)	合計に占める 割合 (%)	1企業当たり売 上高 (万円)
合計	13,355,083	16,034,638	20.1	100.0	45,545
卸売業、小売業	4,151,222	4,896,754	18.0	30.5	62,073
製造業	3,430,853	4,116,184	20.0	25.7	112,505
金融業、保険業	1,139,279	1,238,868	8.7	7.7	454,547
建設業	833,841	1,099,435	31.9	6.9	26,770
医療、福祉	745,378	850,443	14.1	5.3	30,786
運輸業、郵便業	549,710	622,685	13.3	3.9	95,659
情報通信業	476,166	597,490	25.5	3.7	155,031
不動産業、物品賃貸業	356,636	456,164	27.9	2.8	16,312
サービス業（他に分類されないもの）	331,338	447,608	35.1	2.8	26,494
学術研究、専門・技術サービス業	289,060	424,499	46.9	2.6	24,688
生活関連サービス業、娯楽業	373,138	424,390	13.7	2.6	12,423
電気・ガス・熱供給・水道業	218,717	276,816	26.6	1.7	2,467,170
宿泊業、飲食サービス業	199,807	262,663	31.5	1.6	5,866
教育、学習支援業	139,198	155,653	11.8	1.0	14,805
複合サービス事業	74,748	95,430	27.7	0.6	165,075
農林漁業（個人経営を除く）	38,847	50,794	30.8	0.3	20,545
鉱業、採石業、砂利採取業	7,145	18,762	162.6	0.1	138,263

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査（速報）結果の概要」より作成

今回の発表では、細かな業種の状況までは把握できませんが、サービス関連業種の売上高の伸びが目立つようです。

（※）総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査（速報）結果の概要」

一部の事業所を除く国内全ての事業所・企業を対象に行った調査です。売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業員数等の経理事項以外の事項は28年6月1日現在の数値になっています。売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計しています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170531006/20170531006.html>

テレワークをしていますか？

テレワークとは、国土交通省によると「ICT（情報通信技術）等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をする事」をいいます。ここでは平成29年6月に同省が発表した調査結果（※）から、テレワークの普及状況などをみていきます。

■ 制度がある割合は10%未満

上記調査結果から、勤務先のテレワーク制度等の有無をまとめると、表1のとおりです。

【表1】勤務先にテレワーク制度等があると回答した割合（%、回答数35,744）

回答	割合
社員全員を対象にテレワーク等が規定	3.0
一部の社員を対象にテレワーク等が規定	4.8
制度はないが会社や上司などがテレワーク等を認めている	5.1
試行実験（トライアル）を行っている	1.2
上記には該当しないがテレワーク等を認めている	0.4
認めていない	49.5
わからない	36.0

国土交通省「平成28年度テレワーク人口実態調査」より作成

社員全員を対象にテレワーク等が規定されている割合は3.0%、一部の社員を対象に規定されている割合が4.8%となりました。その他、テレワーク等を認めている割合などを含めても、14.5%にとどまっています。

■ 情報通信業での割合が高い結果に

次に業種別にテレワーク制度等があると回答した割合をまとめると、表2のとおりです。

情報通信業が34.4%で最も高くなりました。次いで、金融・保険業と製造業が20%に近い割合になっています。

【表2】業種別 勤務先にテレワーク制度等があると回答した割合（%）

業種	割合
情報通信業（1,814）	34.4
金融・保険業（1,602）	19.9
製造業（6,825）	19.5
建設業（2,108）	16.4
不動産業（705）	15.6
農林水産・鉱業（216）	13.9
サービス業（10,319）	11.3
卸・小売業・飲食業（4,690）	10.9
公務員（2,612）	10.8
運輸業（1,896）	7.6
その他（2,957）	7.0

国土交通省「平成28年度テレワーク人口実態調査」より作成

■ テレワークの効果は？

この調査では、テレワークの実施効果についても調査されています。その結果をみると、テレワーク実施のプラス効果として、

- ・ 業務効率が上がった
- ・ 自由に使える時間が増えた
- ・ 通勤時間・移動時間が減った

という回答が多く、マイナス効果として、仕事時間（残業時間）が増えたという回答が多くなりました。

ICT技術の進展などにより職場以外でも働くことができる環境が整ってきています。テレワークを導入していない企業では、生産性向上のための方法のひとつとして検討してはいかがでしょうか。

（※）国土交通省「平成28年度テレワーク人口実態調査」

WEB調査の登録者のうち15歳以上の就業者からランダムに約29万人を抽出して、平成28年10、11月に実施した調査です。結果の詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi02_hh_000067.html

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2017年8月

お仕事備忘録

1. 個人事業者の税金の納付

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

3. 賞与所得税の納付

4. 年金受給に必要な資格期間の短縮

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分の納付も忘れないようにしましょう。

4. 年金受給に必要な資格期間の短縮

これまででは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、今月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い：休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
- ◆福利厚生管理：休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
- ◆パソコン等のデータバックアップ：休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は、必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょ。その際には、データバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

この他、事業服や作業服などを配布している場合は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・なるべく早く送ること
- ・葉書でも充分
- ・お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・「ついでにお礼・・・」は厳禁

お礼状の書式例

〇〇株式会社
〇〇〇〇様

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、ご自愛下さい。

敬具

お仕事 カレンダー

2017.8

夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	先負	
2	水	仏滅	
3	木	大安	
4	金	赤口	
5	土	先勝	
6	日	友引	
7	月	先負	立秋
8	火	仏滅	
9	水	大安	
10	木	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	金	先勝	山の日
12	土	友引	
13	日	先負	
14	月	仏滅	
15	火	大安	
16	水	赤口	
17	木	先勝	
18	金	友引	
19	土	先負	
20	日	仏滅	
21	月	大安	
22	火	先勝	
23	水	友引	処暑
24	木	先負	
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	赤口	
28	月	先勝	
29	火	友引	
30	水	先負	
31	木	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで